

世界遺産講座

第13講

シリアル・ノミネーションとは

世界遺産講座第13講では、これからの世界遺産、さらには世界平和を考える上で重要なキーワードとなる「シリアル・ノミネーション」について紹介します。

過去の人類の営みが痕跡として残されている場所を遺跡と呼んでいます。営みとは人類の生業をはじめとした、あらゆる行動のことを言うため、過去から現代までのいずれかに人類が存在した場所は必ず遺跡が存在します。これらの遺跡には一つ一つが何らかの歴史的な意義を持っています。その一つが顕著な普遍的価値を有している場合は、世界遺産として認められることとなります。また、一つ一つの遺跡が顕著な普遍的価値を有していても、複数の遺跡でそれを有することが証明される場合は世界遺産として認められる場合があります。それをシリアル・ノミネーションと呼んでいます。

今回は世界遺産の本来の目的である世界平和にも繋がる重要なキーワードであるシリアル・ノミネーションについて紹介します。

シリアル・ノミネーションとは、

地理的につながっていない二つ以上の資産が、ひとつの資産として顕著な普遍的価値を有していることを言います。本講座で何度も紹介しているいわゆる「作業指針」によると、シリアル・ノミネーションであると判断する基準は、①同じ歴史文化のグループに属すること、②同じ地理帯に特有なタイプの物件であること、③同じ地理、地形形成、生物地理区分、生態系に属しており、ひと続きのものに見なせることが条件として規定されています。一つの国の中の資産だけの場合もあれば、複数の国にまたがる資産からなる場合もあります。後者の場合はトランス・バウンダリーと呼ぶこともあります。

シリアル・ノミネーションは個々の資産が必ずしも顕著な普遍的価値を有している必要がなく、全体としてそれを有していれば登録の対象となります。その際、単純に資産をまとめるのではなく、それらがどのようなストーリーで顕著な普遍的価値を示しているかを明らかにする必要があります。

世界遺産条約が発効された直後の登録はいずれも単独の資産で構成されていましたが、1990年代になると単独では顕著な普遍的価値が認めにくい場合も、複数の資産でそれを認めることができる場合は積極的に登録するようになりました。これにより、従来以上に幅広く世界遺産に登録することが可能となり、多くの遺産が保護されることとなりました。

最も規模の大きい遺産は2005年に登録されたドイツ出身のロシアの天文学者であるシュトゥルペが中心となって、1816年から1855年にかけて地球の測量を目的に設定した三角点群である「シュトゥルペの測地弧」で、10カ国24箇所にまたがっています。日本では「ル・コルビュジユの建築作品」として東京都の国立西洋美術館本館がフランス・スイス・ベルギー・ドイツ・アルゼンチン・インドに所在する遺産とともに登録されています。国内の資産だけで構成される事例としては、「紀伊

山地の霊場と参詣道」(三重県・奈良県・和歌山県、2007年登録)や、「明治日本の産業革命遺産」(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県、2015年登録)、「北海道・北東北の縄文遺跡群」(北海道・青森県・岩手県・秋田県、2021年登録)が複数の道県をまたいだ遺産となっています。「古都奈良の文化財」(奈良県、1998年登録)や「百舌鳥・古市古墳群」(大阪府、2019年登録)等も市をまたいでいるため、シリアル・ノミネーションに該当します。

複数の国にまたがっている遺産において、一つの国の資産が破壊されたりした場合、遺産そのものの顕著な普遍的価値が損なわれてしまう恐れもあります。最悪の場合、登録解除になる可能性もあります。そのため遺産を保有している国同士が協力して保護していくことが重要となります。これはまさに国際協力であり、ユネスコ憲章(前文)にある世界平和が根源にある世界遺産の目的と一致するものといえます。これからの世界遺産、さらには世界平和を考える上でも重要なキーワードとなるシリアル・ノミネーションにも注目ください。

(明日香村総合政策課)